



ともに創り

ともに生きる

# ノーマライゼーションプラン金沢2021

【 骨子（案） 】

## 第5次金沢市障害者計画

令和3年度（2021年度） ▶ 令和8年度（2026年度）

金沢市福祉局障害福祉課

令和2年12月

---

---

## 1 策定目的

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人やそのご家族の方が生涯にわたって安心して暮らしていける社会の実現を目指し、本市障害福祉施策の基本指針として策定するものです。

## 2 計画期間

6年間：令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

## 3 策定方針

これまでの計画と同様に、法律やそれに基づく制度等の分類にとらわれることなく、障害のある人の生活を中心にすえた施策の体系を設定のうえ、社会情勢の変化やアンケート調査等に基づく多様なニーズを的確に反映しながら、計画の充実強化を図ります。

## 4 新たな施策体系の考え方

### （1）「ともに生きる」の新設

少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、社会的孤立等の課題が表面化する中、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現が強く求められており、多様化・複合化する支援ニーズに柔軟かつ総合的に対応するため、「共生社会」に関係する施策の柱である「Ⅰ 守られる」と「Ⅱ 住まう」を発展的に統合改編した「Ⅰ とともに生きる」を新設し、関連施策を拡充します。

### （2）「豊かに育つ」の新設

児童福祉法等の改正や金沢SDGsの推進等を受け、子育て支援の充実や医療的ケアが必要な児童等への支援強化が求められることから、「Ⅴ 学ぶ」にある障害児支援を充実・強化するための、新たな柱となる「Ⅳ 豊かに育つ」を新設します。

### (3) 社会情勢の変化等への対応

- (ア) 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国のユニバーサルデザイン2020行動計画の策定（平成29年）やユニバーサル社会実現法の制定（平成30年）、バリアフリー法の一部改正（令和2年）を受け、各分野におけるユニバーサルデザインを推進します。
- (イ) 国の障害者文化芸術推進法の制定（平成30年）を契機に、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、障害のある人が文化芸術活動等を通じて能力を発揮し、更なる自立・活躍を促進する施策を展開します。
- (ウ) 金沢市手話言語条例（平成29年）や国の読書バリアフリー法（平成30年）の制定、情報提供に関する多様なニーズ等に対応するため、情報コミュニケーション施策を充実します。
- (エ) 生産年齢人口の減少等による担い手不足や多様化・複雑化するニーズに対応するため、ICTの利活用や、IoT、AI時代のスマートインクルージョン（※）の視点を各種施策に反映します。

#### ※スマートインクルージョン

IOTやAIの力で、障害がある人もない人も共に生涯安全に暮らせる社会を実現するという発想

#### ※施策の体系

I 生と きも るに	II 働 く	III 得 る	IV 育豊 つか に	V 学 ぶ	VI 遊 ぶ	VII つ きあ う	VIII 出 か け る	IX にす 暮こ らや すか	X 知 る	XI 参 加 す る	XII 使 う
保 障 す る											

## 5 施策の体系



# I とともに生きる

## 基本指針

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。しかし、令和元年10月に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査」においては、多くの障害のある人が差別やいやな思いをしたことがあると答えるなど、障害と障害のある人についての理解が足りないことによる差別や偏見は、今もって少なくありません。障害のある人に対する理解や配慮の促進（心のユニバーサルデザイン）など障害を理由とする差別の解消や虐待の防止などの権利擁護に取り組みます。

また、地域社会において障害のある人が生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、令和2年10月に開始した地域生活支援拠点推進事業や「かなざわ安心プラン」作成支援等の充実を図り、「親なき後」の不安の解消に努めるとともに、本人が望む生活の場での活動が可能となるよう、住宅環境や生活支援サービス、福祉機器の整備充実に取り組みます。特に、住宅環境の整備充実にあたっては、地域生活の場であるグループホーム等の整備を計画的に推進し、親元からの自立や入居施設で生活している人の地域への移行を促進します。

加えて、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、災害弱者や感染リスクが高いといわれる障害のある人の命を守るため、防災対策や感染症対策等の充実・強化に努め、障害のある人の安全・安心の確保を図ります。

## 1 将来の安心と生活の場の確保

障害のある人が地域社会において生涯にわたり安心して暮らしていけるよう、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステム（地域生活支援拠点推進事業）の充実を図る必要があります。「親なき後」や災害・緊急時の不安を解消し、障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、途切れることのない、質の高い支援を提供するため、「かなざわ安心プラン」の作成を支援するとともに、障害のある人を支える家族や介護者への支援に努めます。また、ショートステイ（短期入所）やグループホームなど必要な施設の整備を推進し、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

## 2 差別の解消と配慮の促進

共生社会の実現に向け、障害のある人を含むすべての人にとって住みよい平等な地域社会づくりを進めていくため、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、社会を構成するすべての人が、障害と障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。また、障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。ノーマライゼーション社会の実現をめざす本市においても、すべての市民の差別意識の解消に努め、障害のある人に対する配慮を促進していきます。

---

---

### 3 心のユニバーサルデザインの推進

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、心のバリアフリーの推進を図ることなどを目的に、平成29年に国において、ユニバーサルデザイン2020行動計画が策定されました。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、心のバリアフリーとは「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」としています。障害と障害のある人についての理解を深めるとともに、障害のある人とない人との交流を促進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに重点的に取り組みます。また、公共交通機関や障害者専用駐車場、多目的トイレの利用等に関する「障害のある人に関するマーク」は、障害のある人が生活する上で不可欠なことを広く市民に知らせ、障害のある人の利用が妨げられることのないよう、モラルの向上を図ります。

### 4 権利擁護の推進

「親なき後」の不安を軽減、解消し、障害のある人が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な人の成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に取り組むなど、障害のある人の権利を守るしくみを充実します。

### 5 虐待の防止

障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待の5分類としています。また、虐待の起こる場所を家庭内に限定しないで障害者福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しており、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するなどの措置を求めています。虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識し、関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

### 6 防災・安全対策の充実

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関・団体や地域住民などと連携し、避難行動要支援者名簿や個別避難支援計画の作成など、援護体制づくりに取り組みます。また、障害のある人の特性・生活状況に応じた防災対策や感染症対策等が的確に講じられるよう、個別のかつ専門的な体制を整備します。

### 7 生活支援サービスの充実

障害のある人や難病患者等の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、訪問系サービスなど在宅生活を支援するサービスを充実します。また、質の高いサービスを提供するため、社会福祉法人や民間事業者あるいは市民の非営利活動を育成しながら、生活支援サービス事業への参入を促進します。

## 8 福祉機器の活用

それぞれの障害の状況や生活の仕方に合った福祉機器の使用により、一人ひとりが能力を十分に発揮し、その可能性を広げる機会を持つことは生きる上での基本です。それぞれの人が必要ときに必要とする適切な福祉機器を入手し、使用できるよう、福祉機器提供の充実を図ります。

## 9 障害福祉サービス人材の確保と質の向上

障害のある人一人ひとりのライフステージや障害の状態に合わせた、質の高い障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の人材の育成・確保と質の向上を図ります。

## 10 ボランティア活動の充実

障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するボランティアの活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

### 主な施策

- 地域生活支援拠点推進事業の充実  
(緊急対応コーディネーターの増員配置など)
- 包括的支援体制の整備  
(地域共生ソーシャルワーカーの配置など)
- グループホームの計画的整備
- 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供
- 心のユニバーサルデザイン推進事業の実施
- 公共空間におけるモラルの向上  
(HELPカード・ヘルプマークの普及など)
- 成年後見制度利用支援の充実  
(成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置など)
- 権利擁護センターの充実
- 障害者虐待防止センターの充実
- 感染症対策  
(感染拡大防止のための整備促進、居住系施設クラスター対策など)
- 人材の育成・確保  
(スーパービジョン体制の充実など)
- 補装具・日常生活用具の給付等  
(日常生活用具の対象品目の拡大など)
- ICTやロボットの利活用
- 事業所への指導監督体制の強化
- ボランティア活動への支援

---

---

## Ⅱ 働 く

### 基本指針

働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現をはかるという意味で、社会参加の基本といえるでしょう。

一般就労やその他の多様な働き方において、障害のある人が障害を理由に不利益を被ることがなく、一人ひとりにとってもっとも意義のある働き方ができるような就労環境の整備とともに、アウトサイダー・アートなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況にある就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

### 1 一般就労の拡大と支援

障害のある人が、希望する職に就き、適正な賃金を得ることは社会参加の基本であり、自立生活の第一歩となることから、就職への準備期から求職、さらには職場定着まで一人ひとりの適性や障害の状態に合わせた相談・支援体制の充実努めます。また、市が率先して働く場の拡大に取り組むとともに、企業や福祉事業所、支援機関、教育機関との連携を強化します。

### 2 多様な働く場の整備と充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することや仲間とともに社会の中で集い、活動することは、障害のある人の社会参加、働く権利や社会への寄与、自己実現の点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する活動や働き方ができるよう、福祉的就労の場や多様な活動の場の整備に努めます。

### 3 文化芸術活動等を通じた就労支援

一般就労が困難な障害のある人が、創作的活動や文化芸術活動に取り組むことは、社会への寄与や自己実現の点から重要です。障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進し、その成果を発表する機会の創出を図るとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた新たな就労支援の充実を図ります。

### 4 安心して働き続けるための支援

就労に向けた取り組みや就労直後の定着支援に加え、就労し続けるための支援も重要です。雇用環境の影響を受けて離職する人、職場環境や生活環境の変化により離職する人が少なくありません。障害のある人が、安心して働き続けることができるような支援体制の構築をめざすほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況にある就労支援事業所等への支援を強化し、障害のある人が安心して働き続けられる場の確保に努めます。

---

---

## 主な施策

- 金沢障害者就業・生活支援センターの充実
- 就労支援ネットワークの形成
- 福祉施設から一般就労への移行支援
- 福祉的就労の場の整備と活動支援
- 文化芸術活動等を通じた就労支援  
(アウトサイダー・アート・プロジェクトの推進など)
- ともに働く人の理解促進
- コロナ禍における就労支援  
(就労支援事業所の活動支援など)

---

---

## Ⅲ 得 る

### 基本指針

障害のある人が地域において安心して生活するために必要な所得の保障は重要なことであり、国に対し拡充を求めるとともに、負担の軽減や障害の重い人に対する支援に努めます。

#### 1 所得の保障

障害のある人が安心して生活するための重要な基盤である年金や手当等の充実を国に求めるとともに、生活実態の把握に努めます。

#### 2 負担の軽減

障害のある人が利用する福祉サービスや医療の負担を原因として利用の中止につながらないよう、障害のある人のニーズを把握し、その軽減などについての支援策を検討します。

#### 3 障害の状態に応じた配慮

重い障害があることにより、複数のサービスを長時間利用することが必要な人に対し、利用する障害のある人や家族の意見を踏まえた施策の充実を努めます。

#### 4 生活に困っている人への支援

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活保護制度などの充実や広報に努めるとともに、障害のある人の所得保障のあり方や地域であたりまえに暮らすための支援策について検討します。

### 主な施策

- 手当の拡充
- 軽減策の検討
- 重い障害がある人の負担の緩和
- 障害基礎年金制度の周知

## IV 豊かに育つ

### 基本指針

障害のある児童一人ひとりが地域社会の一員として、主体性を発揮して育ち、家族とともに安心して豊かな生活が送れるよう、就学前の段階からの早期支援に努めるとともに、医療的ケアを要する障害のある児童や重症心身障害のある児童等に対する支援に取り組みます。

### 1 障害のある児童への支援

障害のある児童には、早期からの相談・支援が必要なため、教育や福祉等関係機関の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制の充実を図るとともに、子育て等の不安を抱える保護者への支援体制づくりに努めます。また、学校在学中の障害のある児童の放課後や夏休み等の長期休暇中などにおける支援の充実を図ります。

### 2 医療的ケアを要する障害のある児童への支援

児童福祉法の平成28年5月の改正において、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援が明文化されました。新生児集中治療管理室等で長期入院した後、引き続き在宅で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童の育ちや生活への支援にあたっては、保健・医療や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図りながら、早期療育体制を構築するとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

### 3 重症心身障害のある児童等への支援

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害のある児童や強度の行動障害の状態を示す児童など、特段の配慮を必要とする児童等の育ちや生活への支援にあたっては、保育、教育、福祉等関係機関の連携を図りながら、早期療育に取り組むとともに、子育て等の負担が増大する保護者への支援に努めます。

### 主な施策

- 相談・支援機関の連携
- 早期療育体制の充実
- インクルーシブ保育・幼児教育の推進
- 放課後や長期休暇中の子どもの支援  
(放課後等デイサービスの充実など)
- 医療的ケアを要する障害のある児童への支援強化
- 障害児通園施設ひまわり教室の機能強化

- 
- 
- 家族や介護者への支援
  - 重症心身障害のある児童等への支援の充実
  - 重症心身障害のある児童等の家族や介護者への支援

## V 学 ぶ

### 基本指針

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに配慮したきめ細かな教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

### 1 学校教育の充実

インクルーシブ教育の視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図ります。また、就学相談においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒やその保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重します。さらに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、ともに学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細かな学校教育の充実に努めます。

### 2 生涯教育の充実

障害のある人の学校教育終了後の生涯学習を支援するため、学習の場やサービスの充実・確保、関連施設の整備を推進するとともに、市民の障害に対する理解を促進し、障害のない人とともに学ぶ機会の拡充を図ります。

### 主な施策

- インクルーシブ教育の推進
- 障害のある児童生徒への支援  
(特別支援教育サポートセンター(仮称)の設置と機能の充実など)
- 小学校・中学校への支援  
(特別支援教育に関わる研修の充実など)
- 高等教育・専門教育の充実
- 教育相談
- 障害のある人を対象とする生涯学習の場の提供
- 図書館サービスの充実

## VI 遊ぶ

### 基本指針

平成30年6月に障害者文化芸術推進法が施行されました。また、令和3年8月には東京パラリンピック開催が予定され、障害のある人の活躍が期待されています。文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、本人のこころとからだの健康や生活に潤いを与え、多くの人とも共感しうる大切なものです。一人ひとりのニーズや障害の特性に応じた遊びのあり方について考え、これを援助する事業の実施に努めます。

### 1 文化芸術活動の推進

障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、平成30年6月に障害者文化芸術推進法が策定されました。文化芸術創造都市である金沢の強みを生かし、障害のある人が参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、障害のある人の作品展開催などを推進するとともに、文化施設等を利用するためのさまざまな環境の整備に努めます。

### 2 スポーツ・レクリエーションの振興

令和3年8月に開催予定の東京パラリンピックを機に、パラリンピック種目等の振興を図るほか、障害の特性に応じたスポーツ・レクリエーションや、障害のある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、体育施設等のバリアフリー化などの環境整備に努めます。

### 主な施策

- 文化に親しむ機会の充実  
(文化芸術活動の支援強化など)
- 文化芸術活動の発表の場
- スポーツに親しむ機会の充実  
(パラスポーツ等の推進など)
- スポーツイベントの開催  
(ほほえみスポーツフェスタの充実など)
- 指導員の養成

## Ⅶ つきあう

### 基本指針

平成29年に制定した金沢市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識のもと、手話により意思疎通を図る権利を尊重すると定めています。また、令和2年6月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定され、令和3年度中に電話リレーサービスが開始されるなど、新たなコミュニケーション手段の充実化も図られています。いうまでもなく、人が社会生活を営むうえで欠くことのできないものが、他の人と理解し合える関係やコミュニケーションです。すべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、人と人との交流を深める機会を多くし、「心の壁」を取り除くとともに、手話言語条例関連施策の推進とコミュニケーション支援の充実に努めます。

### 1 交流活動の推進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害のある人とない人の交流につながる活動を推進します。また、「世界の交流拠点都市・金沢」をめざし、障害のある人の広域的な交流を推進します。

### 2 コミュニケーション手段の確保

平成29年6月に制定した金沢市手話言語条例の理解促進と関連施策の推進を図るなど、コミュニケーションが困難な障害のある人に対する支援を充実します。また、令和2年6月に制定された「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく、手話や文字での電話リレーサービスについて市民に広く周知し、多様な活用を促進するなど、更なるコミュニケーション手段の確保を図ります。

### 3 生活訓練事業の充実

障害のある人が日常生活を営むために必要な生活訓練事業を充実します。

#### 主な施策

- 地域での交流の促進
- 聴覚障害者観光ボランティアガイド事業の推進
- 手話言語条例関連施策の推進  
(手話言語条例の普及啓発、電話リレーサービス・遠隔手話サービスの活用促進など)
- 盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）のコミュニケーション支援
- 視覚に障害のある人のコミュニケーション支援

## VIII 出かける

### 基本指針

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、国はユニバーサルデザイン2020行動計画の策定やユニバーサル社会実現法の制定、バリアフリー法の一部改正を行い、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進していくこととしています。また、人に会う、買い物をする、いろいろな手続きをする、レジャーに行くなど、出かけることは生活の基本です。このため、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進するとともに、外出を支援するサービスの充実を図り、社会参加を促進します。

### 1 外出時の支援の充実

障害のある人の社会参加と生活の質の向上を図るために、障害のある人の外出を支援する施策を充実します。また、AIや5G、GPSなどの、ICTを活用した新たな外出支援策について検討します。

### 2 移動に関するユニバーサルデザインの推進

バリアフリー法に基づき、民間事業者の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境をめざします。また、車いすの走行や視覚に障害のある人の移動などの利便の確保、歩道の拡幅、歩車道の分離、段差の解消などに取り組むとともに、「金沢市歩けるまちづくり基本方針」により、車中心の「道路」から人中心の「みち」への転換を図ります。

### 3 建築物のユニバーサルデザインの推進

建築物の整備・改善にあたっては、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」（以下「石川県バリアフリー条例」）に沿って行うとともに、計画段階から障害のある人を含めた利用者や関係者などから意見・要望等をうかがい、また、民間の協力を得ながら、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりをめざします。さらに、道路や建築物以外の都市を構成するさまざまな施設や設備の整備に取り組みます。

### 主な施策

- 移動支援の充実
- ICTを活用した外出支援
- 公共交通機関のユニバーサルデザイン化
- 歩道・道路のユニバーサルデザイン化
- 市有施設のユニバーサルデザイン化
- 観光施設のユニバーサルデザイン化

## Ⅸ すこやかに暮らす

### 基本指針

すこやかに暮らすことは、市民みんなの願いです。本市においては、身体障害者手帳を持つ人の障害の原因の8割が生活習慣病等の後天性疾患です。日頃から、疾病の予防はもちろん、その早期発見・早期治療をすることが望まれます。また、機能障害があっても、適切なリハビリテーションにより、機能の回復や日常生活の活動性の向上、社会参加の推進を図ります。このように、障害の有無にかかわらず、自立度の高い生活を推進し、すべての市民がすこやかに暮らせるよう取り組みます。

### 1 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

障害のある乳幼児の早期療育および障害のある成人の脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期発見・早期治療に努めます。また、こころとからだの健康づくりを支援します。

### 2 健康保持・増進施策の充実

障害のある人の健康の保持・増進のための情報の発信、各種相談や指導を実施するとともに、健康保持・増進に資するサービスを充実します。

### 3 医療サービスの充実

障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関等の協力を得て、医療サービスの充実を図ります。

### 4 機能回復・維持訓練などの充実

障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練や介護を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉健康センター、医療機関、金沢福祉用具情報プラザ等が互いに連携・協力し、地域リハビリテーション機能の充実を図ります。

### 主な施策

- 専門機関のネットワーク構築
- 健康相談・訪問指導の充実
- 障害のある人への診療体制の充実
- 訪問看護・医療相談の充実
- 機能訓練等の充実

---

---

## X 知 る

### 基本指針

さまざまなサービスを利用するためには、正確かつ適切な情報が必要です。平成30年に国において読書バリアフリー法が制定され、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが定められました。情報化社会の進展に的確に対応し、それぞれの障害の特性にあわせた必要な情報が得られるよう、援助する施策を充実します。また、災害・緊急時の情報の取得や、障害のある人の情報の発信についても支援します。

### 1 わかりやすい行政情報の提供

福祉サービスをはじめ、障害のある人が必要とする行政情報等にできるだけ接することができるよう、ICTを積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、災害・緊急時の情報連絡については、より速やかに行えるよう努めます。

### 2 情報のユニバーサルデザインの推進

障害のある人の生活の質の向上をめざし、障害のある人に配慮した情報のユニバーサルデザインを推進します。

### 主な施策

- ICTを活用した情報提供
- 災害・緊急時の情報提供の充実
- 行政情報のユニバーサルデザイン化
- 日常生活の情報支援

---

---

## XI 参加する

### 基本指針

障害のある人の参加は、社会の全分野で進めなければなりません。なかでも大切なのが、政策・施策の立案から決定、実施、評価に至るまでの全過程への参加です。その手段としては、個人として参加するだけでなく、障害の種別や病気などで共通の問題の解決やテーマを目的とした団体活動への参加があります。

この計画は、障害のある人やその家族など当事者を中心に市民の参加でともにつくってきましたが、今後も当事者の権利としての参加を一層推進します。

### 1 政治参加の保障

障害のある人に対する各種サービスは、法律などの制度に基づいて実施されています。これらの制度を決定しているのは、国・県・市の議会です。自分たちの意志を代弁してくれる人を選ぶ選挙に参加しやすい環境づくりに努めます。

### 2 行政参加の推進

障害のある人の代表者が委員として参加する金沢市障害者施策推進協議会および金沢市障害者自立支援協議会、障害のある人が企画運営をし、また参加する市民フォーラムの開催などを通じて、障害のある人の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

### 3 社会参加の推進

障害のある人もない人もともに参加することにより、住みよい地域社会づくりを目指します。

### 主な施策

- 障害のある人に配慮した投票所の整備
- 金沢市障害者施策推進協議会の充実
- 金沢市障害者自立支援協議会の充実
- 市民フォーラムの開催
- 市政への企画立案段階からの参加

---

---

## XII 使 う

### 基本指針

障害のある人が利用する各種の制度やサービスは、制度の変更や実施機関の違いなどで複雑で多岐にわたっています。障害のある人が十分な情報の提供を受け、自らの意思で必要とする制度やサービス、さまざまな支援を必要とときに使うことができるための相談支援体制を整備、充実します。

### 1 地域で安心して生活するための相談支援体制の充実

令和2年10月に運用を開始した「かなざわ安心プラン」により、これまで以上に個別性に合わせた質の高い相談支援を提供することで、障害のある人のライフステージや障害の状態に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担いながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。

### 2 利用者の立場に立った利用手続き

市役所やその他の行政機関、相談機関において、障害のある人が利用しやすい環境の整備と配慮ある職員対応に努めます。

### 主な施策

- 生涯にわたり一貫性のある相談支援体制の確立
- 相談機能の充実  
(「かなざわ安心プラン」による計画相談支援の充実など)
- 利用手続きの改善  
(行政手続きのオンライン化の推進など)
- 市の窓口対応の強化  
(手話通訳者の配置など)



ともに創り ともに生きる  
ノーマライゼーションプラン金沢2021  
【 骨子（案） 】

---

発行年月 令和2年（2020年）12月

---

発行 金沢市  
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
電話 :076-220-2289  
FAX :076-232-0294  
E-mail:syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

---

編集 福祉局 障害福祉課

---